

山行における車両使用規定

2005. 4. 10 制定

第1条 目的

当規定は、自家用車を利用して山行を実施する場合、事故を未然に防ぎ、事故発生に際して損害賠償費用の処理をスムーズに進めることを目的とする。

第2条 対象

会の例会山行に当該規定を適用する。当該山行参加者間で、当該規定にかかわらず合意したものについてはこの限りでない。

第3条 使用車両

山行に使用する車両は、次の項目を満たしていなければならない。

- ① 道路交通法による点検整備
- ② 任意保険の加入 「対人1億円以上、対物200万円以上、同乗者500万円以上」
- ③ 気象、地形、その他のトラブルに対応する付属装備を搭載していること。

第4条 運転

車両の運転に際しては、次の項目を遵守すること。

- ① 道路交通法を守り、安全運転、防御運転に留意すること。
- ② 疲労などにより安全運転ができない場合は、状況を判断して、運転を中止すること。
- ③ 同一運転者が2時間以上運転する場合は、適時休憩を取ること。
- ④ 運転交代要員を必ず1名以上添乗させること。

第5条 車両使用に関する費用負担

車両使用に際して、車両所有者が参加の有無にかかわらず、以下の費用は運転者含め搭乗者全員で均等に配分し、負担することとする。

- ① 燃料費 消費燃料の実費
- ② 有料道路代、 走行距離1kmあたり10円の費用

第6条 トラブル発生時の損害費用負担

事故などに伴う損害費用については、同乗者の相互負担により、処理することを原則とする。

- ※ スピード違反、一旦停止違反については、運転者の全面責任とする。
- ※ 駐車違反については、車両の運転者、不在の場合はそれに代わる責任者の全面責任とする。
- ※ 事故原因が当山行中に起こした事故の場合には 全費用同乗者にて均等に負担する。
- ※ 事故に関しては車両保険にて処理することを第一とするが、その範囲外については、事故時の運転者に全責任があるものと判断できるものについては運転者がすべて負担し、そうでない場合については、同乗者において均等に負担することとする。
- ※ 事故処理に当たっては、わだかまり等発生しないよう十分話し合いの上処理すること。

第7条 その他

当該規定にないこと、及び処理が不可能な場合には委員会で解決することとする。
当該規定に違反し、トラブルが発生した場合、当会は一切関知しない。

第8条 当該規定の改廃は、総会で決める。

